

新経済・財政再生計画 改革工程表2019(抄)

<2020年度の取組>

- 法定外繰入等の解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定・実行を推進する。

国保都道府県単位化後の法定外繰入等の状況を踏まえつつ、法定外繰入等を解消する観点から、**法定外繰入等が生じる要因の分析を市町村単位で行い法定外繰入等の額と併せて公表するとともに**、地方団体等と協議し、その結果に基づき、より実効性のある更なる措置。

<KPI>

- ・ 法定外繰入等の解消に向けた計画において、解消年度と公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した市町村の割合【**2020年度までに100%**】
- ・ **法定外繰入等を行っている市町村数【2023年度までに200市町村】**

計画策定対象の市町村・都道府県に取り組んでいただきたいこと

【～2019年度末まで】

- ・ 都道府県において、計画策定対象市町村の計画について、**取りまとめ及び公表**
- ※ 年次毎の計画(赤字の削減予定額・削減予定率)が未記載である等、計画の見直しが必要である場合には速やかに見直し

新規

公表先(URL等)を
4月末までに国へ報告

【2020年度】

- ・ **全ての計画策定対象市町村において、赤字の「解消年度」と実効的・具体的な手段を設定し、計画に記載**
- ・ 市町村ごとに、**法定外繰入等が生じる要因(医療費水準、標準保険料率との乖離、収納率等)のさらなる分析と公表**

変更計画書を
9月末迄に国へ報告

(参考) 平成30年1月29日 保国発0129第2号 国民健康保険課長通知 国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について

- ・ 市町村は、赤字削減・解消のための**基本方針、具体的な取組内容**(保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策等)、**目標年次及び年次毎の計画**(赤字の削減予定額・削減予定率)を**内容とする赤字削減・解消計画を定める**。
- ・ 赤字削減・解消計画の策定後、**毎年度決算後に実施状況報告書を作成し、9月末日までに厚生労働省**(各地方厚生(支)局)へ報告する。

保険者努力支援制度(2020年度市町村分)における評価指標

【固有指標⑥ (iv) 法定外繰入の解消等】 (新設)

2020年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 (2018年度の実施状況を評価)	配点	該当数	達成率
① 2018年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	35	1384	79.5%
赤字の解消期限 (6年以内)、年次毎の削減予定額 (率) 及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合			
② 2018年度の削減予定額 (率) を達成している場合	30	89	5.1%
③ 2018年度の削減予定額 (率) は達成していないが、その1/2以上の額 (率) を削減している場合	15	15	0.9%
赤字の削減目標年次、削減予定額 (率) 及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限 (6年以内) を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合			
④ 2018年度の削減予定額 (率) を達成している場合	10	41	2.4%
⑤ 2018年度の削減予定額 (率) は達成していない場合	-15	28	1.6%
⑥ 計画策定対象市町村であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額 (率) 若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合	-30	39	2.2%
⑦ 2018年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、2018年度決算において前年度以上の決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合 (2017年度決算において赤字が解消していた場合は除く。)	-30	3	0.2%

【2020年度指標の考え方】

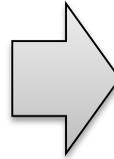
- 法定外繰入の解消等を着実に推進する観点から、指標を新設するとともに、マイナス点を導入する。

保険者努力支援制度(2020年度都道府県分)における評価指標

【指標③：決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等】

2019年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 (2018年度の実施状況を評価)	配点	該当数	達成率
① 都道府県内の市町村が決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない※1、または、国保運営方針に基づき、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている全ての市町村※2について、削減の目標年次及び削減予定額（削減予定率でも可）を定めた個別の計画が作成されているか。	30	45	96%
② ①の基準は満たさないが、国保運営方針に基づき、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている市町村※2のうち5割以上の市町村について、削減の目標年次及び削減予定額（削減予定率でも可）を定めた個別の計画が作成されているか。	10	2	4%



2020年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等 (2018年度の実施状況を評価)	配点	該当数	達成率
① 都道府県内の全ての市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	30	15	32%
② ①の基準は満たさないが、都道府県内の市町村のうち7割以上の市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	10	24	51%
③ 都道府県内の計画策定対象市町村のうち3割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-10	4	9%
④ ③の基準は満たさないが、都道府県内の計画策定対象市町村のうち1割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-5	3	6%
⑤ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、全て取りまとめ及び公表を行っている場合	5	45	96%
⑥ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、取りまとめ及び公表を全く行っていない場合	-5	1	2%

【2020年度指標の考え方】

- 法定外繰入の解消等を着実に推進する観点から、マイナス点を導入する。
- 赤字解消計画の策定だけでなく、法定外繰入等の有無や赤字解消計画の達成状況、赤字解消計画の見える化についても評価する。